

平成28年労第357号
併合
平成28年労第358号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付を支給しない旨の処分及び同月〇日付けで請求人に対してした同法による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、レイアウト工として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、業務終了後、原動機付自転車を運転して帰宅する途中、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）に立ち寄るため右折しようとして、対向する普通乗用自動車と衝突し（以下「本件事故」という。）、負傷した。

請求人は、同日、C病院に搬送され、「左鎖骨遠位端骨折、右足関節捻挫、右膝関節打撲症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付及び休業給付を請求したところ、監督署長は、本件事故は合理的な通勤経路上ではない場所において発生したものであることから、通勤によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、各々本件再審査請求に及

んだものである。

当審査会は、これらの再審査請求について、併合して審理を行う必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第14条の2の規定により、これらを併合したものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件事故当日の経路は原動機付自転車を利用して通勤を行うに当たり最も安全な経路であり、ほぼ毎日約〇年間にわたってこの経路で通勤しており、合理的な経路である旨主張することから、以下検討する。

(1) 労災保険法上、労働者が通勤のために通常利用する経路及び通常これに代替することが考えられる経路は合理的な経路となるが、特段の合理的な理由もなく著しく遠回りとなるような経路は合理的な経路とは認められないものと解されている。

請求人は、本件事故当日の経路を通常通勤経路としていたと述べているが、当該経路は、監督署長が合理的な経路として示す経路（以下「監督署長の経路」という。）のうち最短の経路と比較して、約1.3倍の里程となっている。この点、請求人は、多少距離が遠くなる経路であっても安全性を考慮すると合理的な経路である旨主張するものの、当審査会として本件一件記録を精査するも、決定書理由に説示するとおり、請求人の帰宅時において、監督署長の経路が一般に原動機付自転車での通行を差し控えるべき程度の危険性を内在するものと

は認められない。また、監督署長の経路が道路事情、所要時間等の観点から合理的な経路とはいえないとみるべき事情も認められない。

そうすると、当審査会としても、合理的な経路から約1.3倍もの里程となる本件事故当日の通勤経路は、一般に合理性を有するものとは認められないと判断せざるを得ない。

- (2) なお、仮に請求人の主張に則し、本件事故当日の経路について合理性を認めたとしても、本件事故は、請求人がジュースを買うためコンビニに立ち寄ろうとして、通常自宅に向かって左折するD交差点を直進し、交差点を越えてコンビニの駐車場に入るために右折しようとした際に発生したものであり、当該交差点を直進した時点において通勤経路から外れていると解釈せざるを得ない。この点、通勤経路上にジュースを購入できる店や自動販売機が存在しない等特段の事情も認められないことから、当該コンビニでジュースを買うため立ち寄ろうとした行為を通勤に通常随伴する行為とみることはできない。

したがって、本件事故は、通勤の途中において合理的な経路を逸れた「逸脱」中に発生したものであって、通勤の途上において発生したものと認めることはできないものである。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は通勤によるものとは認めることができず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。